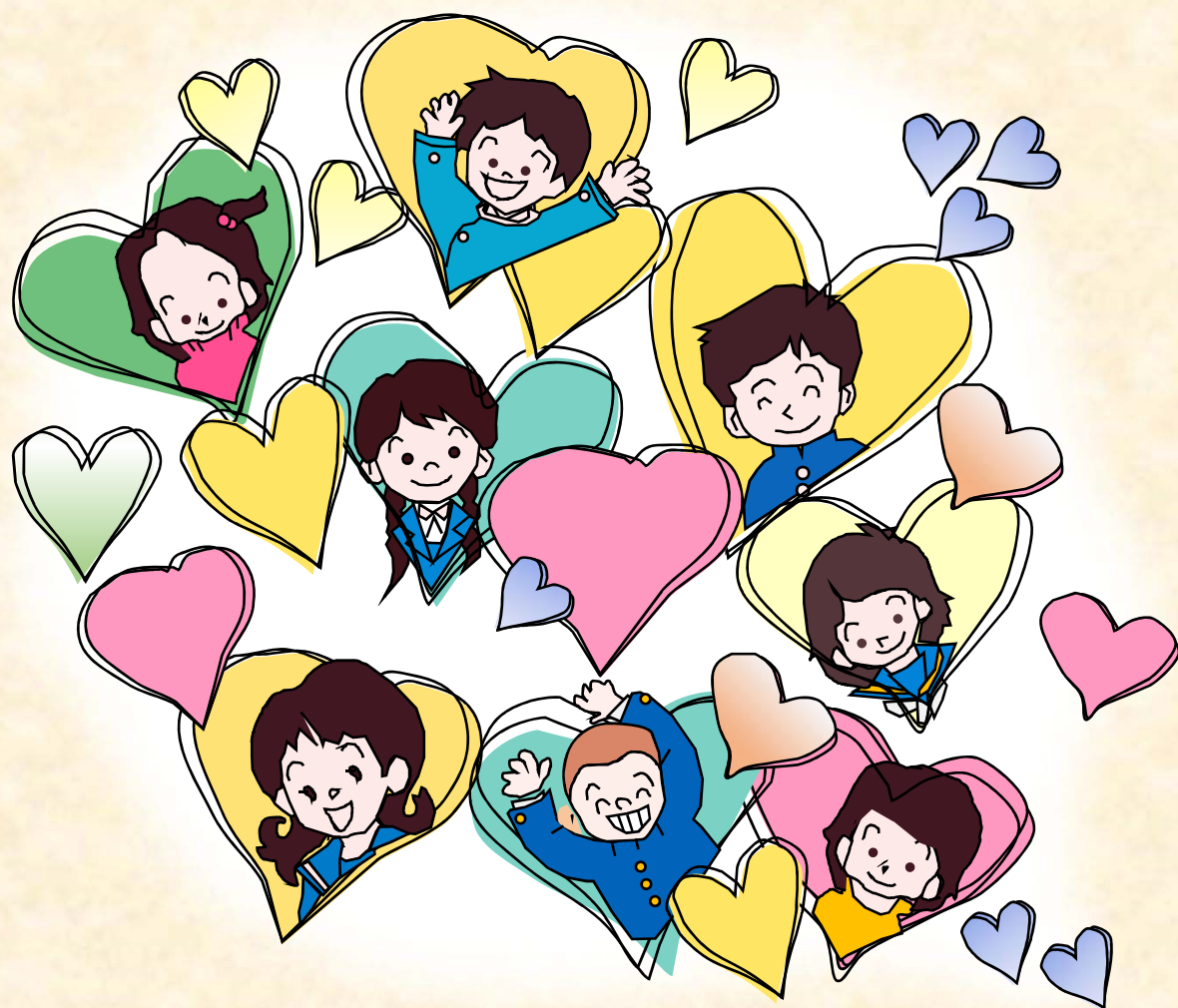


スクールカウンセラー ガイドライン



平成30年8月
佐賀県教育委員会
学校教育課

目 次

趣旨	1
1 SC導入の背景	
2 SC導入のねらい	
スクールカウンセラーの職務内容	2
1 児童生徒へのカウンセリング	
2 保護者への助言・援助	
3 児童生徒集団、学級や学校等集団に対するアセスメントと助言・援助	
4 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施	
5 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	
6 教職員に対するコンサルテーション	
7 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施	
スクールカウンセラーの効果的な活用	4
1 スクールソーシャルワーカーとの連携	
2 学校における体制づくり	
スクールカウンセラーの業務遂行に当たって配慮すべき事項	8
1 守秘義務について	
2 情報共有について	
3 家庭訪問の方法について	
4 児童虐待に係る通告	
スクールカウンセラーの課題への対応例	9
1 不登校への対応	
2 いじめへの対応	
3 暴力行為への対応	
4 発達課題がある児童生徒への対応	
スクールカウンセラーとのカウンセリングの勧め方	11
スクールカウンセラー環境チェックシート	12
<参考文献>	13

趣旨

1 スクールカウンセラー（以下「SC」という。）導入の背景

複雑化、多様化する社会の中であって、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたSCの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

2 SC導入のねらい

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要である。

アセスメント（見立て）：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントも含め、多面的多層的に見立てることが必要である。

スクールカウンセラーの職務内容

- 1 児童生徒へのカウンセリング
 - ・相談室での相談活動
 - ・休み時間、日常的な場面での声かけや相談活動(個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。)
 - ・電話等による相談活動

- 2 保護者への助言・援助
 - ・来校した保護者への相談活動
 - ・電話等による相談活動
 - ・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

- 3 児童生徒集団、学級や学校等集団に対するアセスメントと助言・援助
 - ・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、心理テスト、面接及び授業観察等による見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
 - ・学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じ、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状態等を見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助

- 個別の知能や発達に関する専門的な心理検査を実施する際には、児童生徒本人及びその保護者の了解が必要となることや医学的診断はできないことに留意する。

- 4 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
 - ・事件、事故や自然災害の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒や教職員等の学校全体を対象として、ストレス対処やリラクゼーションのプログラムを実施
 - ・全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

- 5 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒に対するカウンセリングだけでなく、周囲の児童生徒に対しても面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援
 - ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員の場合は、同法に基づく対応を支援
 - ・不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施
- 6 教職員に対するコンサルテーション
- ・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
 - ・児童生徒への心理教育的活動の実施に関する助言・援助（プログラムコンサルテーション）
 - ・ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。ケース会議では、SCは話し合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、教員が積極的に発言し、課題や解決策を発見していくプロセスを援助することが重要である。

教職員に対する助言はSCにとって非常に重要な仕事である。そのため、SCが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が必要である。

7 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づき教職員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行うことが望ましい。

スクールカウンセラーの効果的な活用

1 スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）との連携

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、SSWは、法律や制度を活用して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどを行うことにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要となる。

2 学校における体制づくり

(1) 校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談主任、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

教職員全体の共通理解

児童生徒の不登校、問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をSCに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、本ガイドライン等を基に、SCの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への対応・支援に当たる際に、SCを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割

教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員は、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置

付けることが必要である。校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要である。

なお、教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員については、学校の実情に応じ授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要である。

〔教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員が担う主な職務内容〕

1	SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例把握のための会議の開催	各教職員から気になる事例の報告について、共有されるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、SC、SSWなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性決定を行う。
3	SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える課題に応じて、SC、SSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。SC、SSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況に鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える課題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	SC、SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会場の場などを利用して、全教職員が共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

ＳＣの校内体制への位置付け

ＳＣが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的を開催して出席を要請し、ＳＣが助言及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにすることが望ましい。

緊急支援が必要な場合の対応について

突発的な事件・事故・自然災害等への対応において、児童生徒の不安が高まったり、ＡＳＤ（急性ストレス障害）が起こったり、ＰＴＳＤ（心的外傷性ストレス障害）が起きることが予想されることから、ＳＣも加わり支援を行うことを検討する必要がある。

さらに、当該学校担当のＳＣだけでは対応できない場合は、児童生徒の心の安定を図るため、速やかに設置者である教育委員会に相談等を行い、緊急支援として教育委員会所属の心理の専門職等の専門家の派遣を要請することが必要である。

活動環境の整備

ア 教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要である。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設ける等の配慮が必要である。

イ 教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすることなどのプライバシー保護が必要である。

また、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気を感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する必要がある。また、児童生徒がＳＣに相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要となる。

学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、義

務教育学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において切れ目のない支援を行うことが重要であることから、必要に応じて本人保護者の同意を得ながら、学校種間において情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。

さらに、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められる。そのためには、同一のＳＣを異なる学校や学校種に配置することも有効である。

個人情報の保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

保護者等への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域の相談機関等に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

(2) 生徒指導主事等との連携

生徒指導主事は、ＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を設けることが望ましい。気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有する必要がある。

(3) 養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は、健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。また、養護教諭や学校医等が気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが望ましい。

(4) 教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣとその児童生徒の担任や関係教職員が、情報交換を行えるようにする。また、教職員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが望ましい。

スクールカウンセラーの業務遂行に当たって配慮すべき事項

1 守秘義務について

ＳＣは現在、特別職の非常勤職員として採用されており、地方公務員法は特別職の非常勤職員に適用されない。そのため、ＳＣを雇用する際には、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課している。また、職能団体が定める倫理綱領や行動規準等を順守する必要がある。

校内においては、ＳＣは職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。

2 情報共有について

ＳＣは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要がある。ただし、ＳＣは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意する。

3 家庭訪問の方法について

ＳＣの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常、家庭訪問は実施しない。

4 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じる。

スクールカウンセラーの課題への対応例

1 <不登校への対応>

不登校への対応は、未然防止、早期発見・早期対応が大切である。不登校となっている児童生徒に対する継続支援も必要となる。

(1) 未然防止

- 授業や給食の様子を見て、児童生徒同士の関係づくりで配慮すべき点について助言を行う。
- 児童生徒同士の関係づくりに役立つグループワークを紹介する。
- 校内研修に知識・技能・資源を生かす。例えば、
 - ・話の聴き方や言葉のかけ方について校内研修で講話する。
 - ・校内研修の講師として適切な人を紹介する。
 - ・事例検討やグループワークの方法などについて助言を行う。
- 教育相談週間に知識・技能・資源を生かす。例えば、
 - ・事前アンケートの作成に協力する。
 - ・アンケートの記述で気になるものがあれば事前に見る。
 - ・相談相手の選択肢の一人となる。
 - ・教育相談の結果、気がかりな児童生徒についてカウンセリングを行う。

(2) 早期発見・早期対応

- 給食の時間や休み時間等に児童生徒に関わり、児童生徒の状況を把握する。
- 気になる児童生徒及び保護者とカウンセリングする。
- 集約した情報をもとに、学校組織としてどのような内容の指導・支援が必要なのか、関係機関等の支援を求めるべき状況なのかについて助言を行う。
- 小中連携に知識・技能・資源を生かす。例えば、
 - ・中学校入学に当たってのアンケート結果をもとに、配慮すべき児童についてカウンセリングを行う。
 - ・中学校生活に不安を抱く生徒や保護者に対してカウンセリングを行う。

(3) 継続支援

- 家庭訪問時の様子や訪問後の児童生徒の反応等について、情報交換を行い、今後の支援方法について助言を行う。
- 不登校対策委員会(ケース会議)に参加し、支援方法について相談を受け、役割の分担を引き受ける。
- 関係機関等との連携に知識・技能・資源を生かす。例えば、

- ・児童生徒や保護者の状況をもとに関係機関につなぐ必要があるかを助言する。
- ・保護者に関係機関等の特徴や支援内容について説明する。
- ・関係機関等と連携して児童生徒や保護者を支援する。

2 <いじめへの対応>

いじめられた児童生徒への対応はもちろんであるが、いじめた側や傍観者である児童生徒に対するＳＣの対応も大切である。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２２条には、学校におけるいじめ等に関する措置を実効的に行うため、教職員に加え、心理、福祉等の専門的な知識を有する者を含めて構成されるいじめの防止等の対策のための組織を学校に置くことが定められている。

ＳＣは、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行について、専門的な視点からの助言等を行ったり、いじめの相談や問題行動等に係る情報について教職員と共有したりしながら、学校組織の一員として対応することが求められている。

3 <暴力行為への対応>

ＳＣは、暴力行為の背景にある様々な要因についてアセスメントし、児童生徒が適切な行動がとれるよう働きかける。

ＳＣによる心理カウンセリングを受けることで、児童生徒本人の内省が深まり、課題等への気づきが生まれるという効果が期待できる。また、当該児童生徒の保護者とのカウンセリングも、児童生徒と家庭の関係を調整するきっかけとなり、反省と再発防止、適応的な行動を促すことにつながる。

4 <発達の問題がある児童生徒への対応>

ＳＣは、発達の課題がある児童生徒の状況や課題についてアセスメントし、教職員に対してコンサルテーションを行う。

教育相談コーディネーターや生徒指導担当は、ＳＣからの助言をもとに、当該児童生徒の課題を整理し学校の指導・支援方針を立案する。ＳＣと教職員は、発達の課題に合わせた適切な指導・支援方法を共有することが大切である。

スクールカウンセラーとのカウンセリングの勧め方

家庭の状況など「ＳＣだから言えること」、「ＳＣだから聞けること」がある。児童生徒や保護者の心の安定を図り、置かれている状況を把握する上で、ＳＣとの面談は重要な役割を担っている。

しかしながら、カウンセリングという言葉に抵抗感を示す児童生徒や保護者もいる。相談してみようかなと思えるよう、「そのことに詳しい人がいるから相談してみませんか」、「わたしも一緒に行きましょう」などと声のかけ方を工夫することも大切である。

< 保護者へ勧める機会の例 >

- 児童生徒が登校をしぶり始めたなど保護者に困り感があるときや、児童生徒によい変化が見られたときはカウンセリングの好機である。
- 個人懇談など保護者が学校に来る機会を生かして、ＳＣに合わせる。

< 児童生徒へ勧める機会の例 >

- まずは保護者に勧め、保護者とＳＣとの信頼関係ができたところで、保護者から児童生徒に勧めてもらう。
- 児童生徒が保健室にいるときに、ＳＣに顔を出してもらい、話す機会をつくる。

< ＳＣへの事前の説明 >

「とりあえずＳＣと会ってくれたら」ではカウンセリングはうまくいかない。ＳＣには事前に以下の点について説明しておくことが大切である。

- これまでの対応の経緯。
- 学校がカウンセリングを勧めた意図。例えば、
 - ・「保護者の心の安定を図りたいから」
 - ・「専門機関につなぐ必要があるかどうかを見立ててほしいから」

留意点

ＳＣに予め伝えておく内容を児童生徒や保護者に確認し、ＳＣにも明確に説明しておく。このことで、ＳＣと児童生徒や保護者との信頼関係づくり、また、学校と児童生徒や保護者との信頼関係づくりにつながる。

スクールカウンセラー環境チェックシート

ＳＣは、「学校におけるカウンセラー」であり、学校の組織・機能、校風等についてよく理解した上で、その専門性の発揮や適切な対応が求められます。

児童生徒や保護者とのカウンセリング、教職員からの相談への助言、校内研修や事例検討会での助言、専門機関の紹介が積極的になされるよう環境を整えましょう。

あなたの学校ではどうですか？チェックしてみましょう。

- 1 ＳＣの靴箱がある。
- 2 職員室にＳＣの机がある。
- 3 教職員にＳＣを紹介した。
- 4 児童生徒や保護者にＳＣを紹介した。
- 5 教職員の氏名・校務分掌等の一覧をＳＣに渡している。
- 6 教職員にＳＣの勤務日が予め周知されている。
- 7 月や週行事予定表、学校便り等をＳＣに配布している。
- 8 ＳＣと管理職が情報交換する時間がとれている。
- 9 ＳＣと教育相談担当が情報交換する時間がとれている。
- 10 生徒指導委員会にＳＣが参加している。
- 11 教育相談委員会にＳＣが参加している。
- 12 不登校対策委員会（ケース会議）にＳＣが参加している。
- 13 児童生徒や保護者がＳＣと落ち着いて相談できる場所がある。
- 14 ＳＣが授業中や休み時間に児童生徒の様子を見ることが出来る。
- 15 ＳＣにも学校行事等の案内をしている。

○1～15の15項目のうち、何個チェックがつかましたか。

教職員が空き時間にＳＣと気軽に情報交換できるよう、職員室の机の位置を工夫している学校が多くなってきました。入り口近く、管理職の近く、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭の隣等、各学校で互いに声がかかりやすい場所を考えてみましょう。

ＳＣの勤務日がわからなければ、児童生徒や保護者にカウンセリングを勧めることはできません。年間の勤務予定を職員室に掲示したり、月や週行事予定表に明示したりすることで、見通しをもって活用できるようにしましょう。

<参考文献>

- 文部科学省 平成29年2月3日付 28文科初第1423号
「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」
「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育
相談体制づくり～（報告）」
- 香川県教育委員会
「SC活用ナビ」
- 神奈川県教育委員会 平成28年3月
「スクールカウンセラー業務ガイドライン」

